

# 令和8年度愛知県高等学校等奨学金貸付金回収業務委託プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本業務は、愛知県高等学校等奨学金貸付金のうち、滞納債権の回収及び強制執行を実施するために十分な能力を有する事業者へ委託することにより、返還金の円滑かつ効率的な回収を実現することを目的とする。

本要領は、基本的な委託業務の内容を定めるとともに、事業者のノウハウを最大限に活用する観点から、業務の具体的な遂行方法は事業者の提案と裁量に委ねるものとして、本業務の受託者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を説明するものである。

## 2 委託業務の概要

### (1) 委託業務の名称

令和8年度愛知県高等学校等奨学金貸付金回収業務委託

### (2) 委託債権内容

愛知県国公立高等学校等奨学金貸付金及び愛知県高等学校等奨学金貸付金

経済的理由により修学困難な高校生等に対し奨学資金を貸与し、もって高等学校等における教育の機会均等に資することを目的として行った貸付金債権のうち、県が回収及び強制執行を実施することとした債権。なお、委託債権については、債務者及び連帯保証人（以下、「債務者等」という。）の返還の状況により増減することがある。

### (3) 委託する業務の内容

#### ア 債権回収業務

##### 委託予定債権

令和8年4月1日時点で、未返還期間が概ね1年以上3年未満の債権又は未返還期間が1年未満で滞納率30%以上の債権

779件（年賦87件、半年賦245件、月賦444件、一括3件）

##### 委託債権額

契約当初	令和8年5月	779件	146,398,962円
------	--------	------	--------------

##### 内訳

1年以上3年未満の者	458件	105,925,723円
------------	------	--------------

1年未満で滞納率30%以上の者	321件	40,473,239円
-----------------	------	-------------

##### 増加予定

令和8年6月～令和9年3月		38,613,654円
---------------	--	-------------

令和9年4月～令和10年3月		40,578,444円
----------------	--	-------------

令和10年4月～令和11年3月		37,826,584円
-----------------	--	-------------

合計		263,417,644円
----	--	--------------

イ 強制執行業務（４，２９７，４２７円（消費税及び地方消費税込み）を上限とし、成功報酬額を含むものとする。）

詳細については、別紙「業務委託仕様書」のとおり。

#### 委託予定債権

契約日現在、令和９年７月末までに消滅時効が完成する見込みの債権

１２件 ５，６９３，９００円

#### （４）契約期間

契約の日から令和１１年４月３０日まで（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）

なお、契約の日から令和１１年３月３１日までを返還金を回収する期間とし、令和１１年４月１日から令和１１年４月３０日までは残務処理期間とする。

ただし、（３）イの強制執行業務については、「業務委託仕様書」３（２）ウの業務実施時期に記載のとおり実施するものとする。

### ３ 受託者選定に関する事項

#### （１）日程等

主な日程（予定）は次のとおりである。

ア 掲示及びWeb ページへの公告日	令和８年４月 ３日（金）
イ 質問の受付・参加表明書の提出期限	令和８年４月１０日（金）
ウ 質問に対する回答	令和８年４月１３日（月）
エ 企画提案書の提出期限	令和８年４月１７日（金）
オ 企画選定実施（Web 開催の予定）	令和８年４月２４日（金）
カ 選定結果通知	選定後、４月末までを予定

#### （２）参加資格要件

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）第４条に規定する弁護士又は同法第３０条の２に規定する弁護士法人であること、又は債権管理回収業に関する特別措置法（平成１０年法律第１２６号）第３条の法務大臣の許可を受けた債権回収会社であること。

イ 債権回収会社にあつては、企画提案書提出日において、債権管理回収業に関する特別措置法第２３条の規定による業務改善命令を受けていないこと。

ただし、過去に監督官庁から業務改善命令を受けた者にあつては、業務改善計画書を提出済であり、３か月ごとの報告がなされていること、かつ企画提案書提出日において、業務改善計画の終期が到来していること。

ウ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

エ 企画提案書提出日において、愛知県発注の契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。

オ 公募の開始日から企画提案書提出日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結。以下「合意書」という。) 1 (1) アに規定する調達契約からの排除措置を受けていないこと。

カ 累積欠損がなく、経営状態が良好であること

キ コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

(3) 参加表明書の提出先

〒460-8534 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県教育委員会 高等学校教育課 奨学グループ

電話 (052) 954-6785 (ダイヤルイン)

FAX (052) 961-4864

電子メール kotogakko@pref.aichi.lg.jp

(4) プロポーザルに係る質問及び回答

ア 質問受付期限

令和8年4月10日(金)午後5時

イ 質問方法

質問書(様式4)に記載し、持参(事前連絡すること)、FAX、又は電子メールで提出すること(審査に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない)。

ただし、FAX、電子メールの場合は、電話等で必ず着信を確認すること。

ウ 質問に対する回答

各参加者からの質問を全て取りまとめて、参加表明者全てに、FAX又は電子メールで回答する。

エ その他

質問回答により明記したことは、本要領の追加又は修正とみなす。

(5) 参加表明書等の提出

参加を希望する者は、参加表明書を提出すること。参加表明書等の提出がない者の参加は認められない。

ア 提出書類

・参加表明書(様式1-1、1-2)・・・・・・・・・・・・・・1部

・企画提案書(様式2-1、2-2)・・・・・・・・・・・・・・9部

・経費積算書(様式2-3)・・・・・・・・・・・・・・9部

※仕様書に定める強制執行業務の実施に係る経費の積算内訳を添付すること。

・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式3)・・・・・・・・9部

※該当する取組がある場合は、証明書類の写しを添付すること。

(様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式3については、1部を正本とし、残り8部は複写で可)

・決算書の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

イ 提出期限

- ・参加表明書 令和8年4月10日（金）午後5時
- ・企画提案書 令和8年4月17日（金）午後5時

ウ 提出方法

持参（事前連絡すること。）又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること（提出期限までに必着のこと。）。

持参の場合の受付期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(6) プレゼンテーションの実施（Web開催の予定）

ア 参加要請者として選定した者は、「愛知県高等学校等奨学金貸付金回収業務委託企画選定委員会」（以下、「企画選定委員会」という。）において、プレゼンテーションを行う。

イ プレゼンテーションの対象とならなかった企画提案者の企画提案は無効とする。

ウ プレゼンテーションの日時については別に連絡する。なお、プレゼンテーションに欠席したときは、失格とする。

(7) 最優秀企画提案者の選定

ア 提出書類等を企画選定委員会が審査し、最優秀企画提案者1者と次点企画提案者1者を選定する。

イ 評価項目と評価内容

別添「審査選定評価基準」のとおり。

(8) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に書面で通知する。

(9) 契約の締結

(7)により最優秀企画提案者として選定された者と契約交渉を行う。

なお、契約締結の日までの期間において、県と契約交渉を行う者が、「合意書」1(7)アに規定する排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

最優秀企画提案者と契約を締結するに至らなかった場合は、次点企画提案者と契約交渉を行う。

(10) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」1(7)アに規定する排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

(11) 妨害等に対する報告義務等

契約の履行に当たり、妨害等を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(12) 契約保証金

企画提案書に記載した次のア、イ及びウの合計額の10分の1以上の金額とする。ただし、財務規則第129条の3に該当する場合は免除とする。

ア 債権回収業務における収納目標額に成功報酬率を乗じた額

イ 強制執行業務の実施手法に基づき積算した額

(1 3) 参加が無効となる場合

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 提出期限に遅れたもの。

イ 審査結果に影響を与えるような不正行為を行ったもの。

(1 4) その他

ア 参加に必要な経費は、参加者負担とする。

イ 提出された書類等は返却しない。

ウ 提出された書類等の差し替え、変更及び追加については認めない。

エ 参加表明書、企画提案書、経費積算書及び社会的価値の実現に資する取組に関する申告書の他に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。

オ 提出された書類等（上記エの書類を含む。）は、選定評価を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

カ 選定後、参加者（契約の相手方となった者以外）の業者名等は公表しないこととする。

## 「審査選定評価基準」

評価項目	評価内容
1 業務実施方針	① 業務の取組姿勢 県の信頼性に配慮した取組姿勢か。また、貸付金の性格を理解し、債務者等への配慮がなされているか。
2-1 債権回収業務実施手法	① 成功報酬率が低廉であるか。 ② 債務者等への接触方法・回数が適切であるか。 ③ 回収業務をいかにトラブルなく交渉できるか、債務者等とのトラブル発生処理方策が整備されているか。 ④ 債務者等の居所等調査の方法は具体的かつ実現が可能なものか。 ⑤ 回収等の流れ（フローチャート） 債務者等の所在確認等の調査から入金までの工程は具体的かつ実現可能なものか（収納目標額含む）。 ⑥ 回収金の受入・管理方法 個別口座の開設等、回収金の受入方法が具体的に提案されているか。入金確認方法、入金管理方法等が具体的に提案されているか。 ⑦ 企画提案書提出日から過去5年以内に受託した債権回収業務（委託者が自治体、民間等かは問わない。集金代行業務は含まない。）の受注実績はどの程度あるか。
2-2 強制執行業務実施手法	① 強制執行業務の流れ（フローチャート） 財産調査から取立てまでの工程は具体的かつ実現可能なものか。「預貯金」及び「給与」の存否についての調査手法は具体的かつ実現可能なものか。またその調査頻度は適切なものか。 ② 強制執行業務に係る費用は適切であるか。 ③ 企画提案書提出日から過去5年以内に受託した財産調査業務及び強制執行申立て業務（委託者が自治体、民間等かは問わない。）の受注実績はどの程度あるか。
3 業務実施体制	① 業務の実施体制 業務を遂行するために適切な体制（責任者及び指導命令系統、実施人員）が整備されているか。 ② コンプライアンス体制 法令を遵守するための対策（体制、取組、研修等）が整備されているか。
4 個人情報保護	① 個人情報保護の取組状況・体制 個人情報保護のための対策（体制、取組、研修等）が整備されているか。
5 社会的価値の実現に資する取組	① 社会的価値の実現に資する取組をしているか。